

人間健康学部入学者選抜委員会規程

(平成19年4月18日制定)

(趣旨)

第1条 人間健康学部における入学者選抜及び学生募集活動等を実施するため、人間健康学部入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学部の入学者選抜方法及び入学生確保計画に関する事。
- (2) 全学の入学者選抜及び学生募集活動等方針の学部での実施並びに統括に関する事。
- (3) 総合型選抜の実施に関する事。
- (4) 総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜及び留学生特別選抜、編入学試験の合否判定に関する事。
- (5) 入学前学習に関する事。
- (6) 学部独自の学生募集活動に関する事。
- (7) オープンキャンパス等における学部の紹介及び教育活動等の発表に関する事。
- (8) 地域及び学校等との連携協力に関する事。
- (9) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 各学科長
- (3) その他学部長が必要と認める教職員 若干人

(委員の任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には学部長をもって充て、副委員長には、学部長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところ

ろによる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、入学試験及び学生募集活動の実施に関する専門委員会を別表のとおり置く。

- 2 専門委員会は、委員会委員及び委員以外の学部教員をもって組織する。
- 3 委員会委員以外の専門委員の任期は、1年とする。
- 4 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、学部長が指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴収)

第8条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の開催に関する庶務は、教務部入試・広報課が行う。

(改廃等)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学部長が行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月18日から施行する。

附 則 (平成20年5月28日)

この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年5月20日)

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

専門委員会	業 務
学力検査専門委員会	(1) 学力検査問題の作成に関すること。 (2) 学力検査問題の印刷の校正に関すること。 (3) 学力検査問題の採点及び報告に関すること。 (4) その他学力検査に関すること。
小論文専門委員会	(1) 小論文の作成に関すること。 (2) 小論文問題の印刷の校正に関すること。 (3) 小論文問題の採点及び報告に関すること。 (4) その他小論文に関すること。
面接専門委員会	(1) 面接の実施に関すること。 (2) 面接結果の評価及び報告に関すること。 (3) その他面接に関すること。
調査書等審査専門委員会	(1) 調査書の審査に関すること。 (2) 審査結果に評価及び報告に関すること。 (3) その他調査書等に関すること。
学生募集専門委員会	(1) 高等学校別担当教員の配置に関すること。 (2) 学部の学生募集活動の実施に関すること。 (3) 出前授業、講演会等の実施に関すること。 (4) 学部の教育活動等の発表に関すること。 (5) オープンキャンパス等の実施に関すること。